

福島原発事故による被災者対策の現状

●原子力損害賠償法（原賠法）

（無過失責任、責任の集中等）

第3条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

（国の措置）

第16条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

●原子力損害賠償・廃炉等支援機構

設立：平成23年9月12日

資本金：140億←70億政府、70億原子力事業社等12社

法の趣旨：東京電力福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害を受け、政府として、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、

- ①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置
- ②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に關係す

る事業者等への悪影響の回避

③電力の安定供給

の3つを確保するため、「国民負担の極小化」を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための万全の措置を講ずる。

・機構による特別資金援助

①特別事業計画の認定→②これに基づく事業者への援助

<特別事業計画>

2014.1.15 「新・総合特別事業計画」認定

2014.7.30 上記変更認定申請

<2014.7.30 変更計画によると…>

賠償見積額 5兆4214億3900万円

賠償実績（2014.6末） 4兆343億円

資金援助額累計 累計9兆円の国債の交付

4兆円の政府保証枠（2013、2014年度）

<cf. >大島堅一氏らによる福島原発事故のコスト（損害賠償費用、現状回復費用、事故収束・廃止費用、行政による事故対応費用）の合計は約11兆円

●原子力損害紛争審査会

1) 中間指針第二次追補

「4 財物価値の喪失又は減少等」

(指針)

I) 期間困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少（全損）したものと推認することができるものとする。

II) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認

することができるものとする。

(備考)

- 1) I) について、財物価値の喪失又は減少等については、中間指針第3の[損害項目]の10において「現実に価値を喪失し又は減少した部分」を賠償すべき損害と認めているが、特に期間困難区域内の不動産については、5年以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別の事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができる。このため、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少（全損）したものと推認することによって、本件事故発生直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする。
- 2) II) について、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする。
- 3) 「本件事故発生直前の価値」は、例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする。
- 4) 賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を生産することが考えられる。
- 5) 中間指針第2の4で示したように、地震・津波による損害については賠償の対象とはならないが、本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判然としない場合もあることから、合理的な範囲で、「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとともに、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

2) 中間指針第四次追補（平成25年12月26日）

・帰還困難区域等の住居確保に係る損害

①持ち家であった者の新住宅取得費用について

住宅（居住建物）取得のために実際に発生した費用と、本件事故後に所有・居住していた住宅の事故前価値の差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額、および解体費用、登記費用等

②新宅地取得費用について

宅地取得のために実際に発生した費用と、事故時に所有していた宅地の事故前価値との差額。ただし、所有していた宅地面積が400m²以上の場合には当該宅地の400m²相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積。

・精神的損害（帰宅困難地域等）

2次追補の一括600万円にさらに700万円の加算（計1300万円）

3) 実際の合意状況

「新・総合特別事業計画」（2014.7.30版）より

別紙

●福島復興再生特別措置法改正（H25.3）

（1）長期避難者の生活拠点の形成

生活拠点形成交付金の創設

（2）公共インフラの復興・再生

国による公共事業の代行等

（3）課税の特例等による企業立地の更なる促進

呉紙

<参考>個人の方に対する賠償（財物賠償を除く）の合意状況

(2014年6月末現在)

		単身世帯	2人世帯	4人世帯
避難指示 解除準備区域	平均合意額	959万円	1,820万円	3,613万円
	(世帯数)	(4,679)	(3,189)	(1,561)
居住制限区域	平均合意額	961万円	1,915万円	3,705万円
	(世帯数)	(4,188)	(2,310)	(1,089)
帰還困難区域	平均合意額	1,159万円	2,285万円	4,462万円
	(世帯数)	(4,317)	(2,499)	(1,112)

※1 2012年10月に受付開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。

就労不能損害、精神的損害、その他実費等の合意額であり、家財、宅地・建物・借地権、移住を余儀なくされたことによる精神的損害の合意額は含まない。

※2 世帯構成は包括請求時のもの。

※3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。

<参考>個人・個人事業主の方に対する財物賠償(家財、宅地・建物)
の合意状況 (2014年6月末現在)

		家財	宅地・建物
避難指示 解除準備区域	平均合意額	457万円	3,029万円
	(世帯数)	(9,810)	(4,689)
居住制限区域	平均合意額	462万円	3,352万円
	(世帯数)	(7,683)	(3,667)
帰還困難区域	平均合意額	602万円	4,080万円
	(世帯数)	(7,867)	(3,504)

※1 2012年10月に受付開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。

借地権は含まない。複数の土地・建物を所有している方を含む。

※2 世帯数は包括請求時のもの。

※3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。

＜参考＞移住を余儀なくされたことによる精神的損害の合意状況(2014年6月末現在)

	単身世帯	2人世帯	4人世帯
平均合意額	701万円	1,394万円	(2,795万円)
(世帯数)	(2,551)	(1,691)	(689)

※1 2012年10月に受付開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。

※2 世帯構成は包括請求時のもの。

※3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。

※4 移住を余儀なくされたことによる精神的損害の対象地域は、

帰還困難区域と双葉町・大熊町の避難指示解除準備区域・居住制限区域

帰還困難区域：事故前（2010（H22）年）の土地評価額概算

市町村	面積	総面積				総地積	総面積	帰還困難区域の面積	市町村面積に占める帰還困難区域の面積の割合	帰還困難区域の評価額
		総数	非課税地積	評価総地積	決定価格					
南相馬市	398.50	398.500	167.857	230.643	241.660	454	約24		6.02%	14,547,959
双葉郡富岡町	68.47	68.470	27.873	40.597	53.922	271	約8		11.68%	6,298,121
大熊町	78.70	78.700	36.387	42.313	32.167	608	約49		62.26%	20,027,553
双葉町	51.40	51.400	17.157	34.243	17.689	839	約49		95.33%	16,863,724
浪江町	223.10	223.100	138.409	84.691	59.550	920	約180		80.68%	48,045,682
葛尾村	84.23	84.230	56.596	27.634	1.308	795	約16		19.00%	248,671
相馬郡飯舘村	230.13	230.130	124.468	105.662	7.323	512	約11		4.78%	350,064
注1 各内訳の地積総数には非課税地積を含む。		帰還困難区域の評価額合計				106,381,774				

資料： 第125回「3. 市町村別面積・固定資産地積及び評価決定価格」より
H23.3月発行

- 「帰還困難区域について」
平成25年10月1日
内閣府原子力被災者生活支援チーム
「4. 帰還困難区域の人口・面積」より

